

平成 22 年度 第 4 回 練馬区 地域包括支援センター運営協議会 会議要録 平成 22 年度 第 4 回 練馬区 地域密着型サービス運営委員会 会議要録	
1 日時	平成 23 年 3 月 10 日（木） 午後 3 時～午後 5 時
2 場所	練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
3 出席者	<p>（委員 18 名）宮崎牧子委員長、吉賀成子委員長代理、新木繁男委員、岩橋栄子委員、角地徳久委員、北村貞子委員、鈴木志知郎委員、多伊良衛亮委員、稲垣悦子委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、板倉直子委員、川久保玉美委員、堀洋子委員、上野芳史委員、忠内信太郎委員、大嶺ひろ子委員、渡辺健一委員</p> <p>（事務局 4 名）福祉部長、介護保険課長、高齢社会対策課長、大泉総合福祉事務所長</p>
4 傍聴者	0 名
5 議題	<p>○地域包括支援センター運営協議会</p> <p>1 高齢者相談センター（地域包括支援センター）に関するアンケート調査結果について・・・資料 1</p> <p>2 第 5 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護事業計画にかかる高齢者基礎調査の結果（速報）について・・・資料 2</p> <p>3 圏域別の人口、訪問介護利用状況について・・・資料 3</p> <p>○地域密着型サービス運営委員会</p> <p>1 第 5 期練馬区高齢者保健福祉計画・介護事業計画にかかる高齢者基礎調査の結果（速報）について・・・資料 2</p> <p>2 圏域別の人口、訪問介護利用状況について・・・資料 3</p> <p>3 地域密着型サービス事業者の公募について（非公開）・・・資料 5</p> <p>4 地域密着型サービス事業者の指定について・・・資料 6</p> <p>5 地域密着型サービス事業者の指定更新について・・・資料 7</p> <p>6 練馬区民以外の区内地域密着型サービス事業所の利用について</p> <p>○その他</p> <p>1 介護保険について・・・資料 8</p>
6 配布資料	<p>席上配布資料</p> <p>資料 1 高齢者相談センターに関するアンケート調査報告</p> <p>資料 2 練馬区高齢者基礎調査 単純集計</p> <p>資料 3 圏域別の人口、訪問介護利用状況等について</p>

	<p>資料4 地域密着型サービス事業者の公募について（非公開）</p> <p>資料5 平成23年度地域密着型サービス事業者の公募について</p> <p>資料6 地域密着型サービス事業者の指定について</p> <p>資料7 地域密着型サービス事業者の指定更新について</p> <p>資料8 介護保険について</p>
7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会)</p> <p>健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係</p> <p>TEL：5984-4582（直通）</p> <p>Eメール：koureitaisaku10@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会)</p> <p>健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係</p> <p>TEL：5984-4589（直通）</p> <p>Eメール：kaigo02@city.nerima.tokyo.jp</p>

第4回地域包括支援センター運営協議会 第4回地域密着型サービス運営委員会

（平成23年3月10日（木）：午後3時00分～午後4時45分）

（委員長） 平成22年度第4回練馬区地域包括支援センター運営協議会ならびに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に、事務局から、本日の出席委員および傍聴者の人数の報告をお願いします。

（事務局） 現在、16名の委員が出席している。

委員のうち、1名から遅参のご連絡をいただいている。それから、辻委員、奥田委員からご欠席のご連絡をいただいている。

現在のところ、傍聴者についてはゼロである。

（委員長） 前回、平成23年1月14日に開催した第3回の委員会などの会議要録について、お手元に配付している。

後ほどご確認いただいて、訂正があるようなら3月17日木曜日までに、事務局にご連絡をお願いします。

では、次第に沿って、議事を進める。

本日も、委員の皆様には活発なご意見、ご発言をお願いしたい。

午後5時を閉会の目途としているので、会の円滑な進行にご協力をお願いします。

議事録を作成する都合上、発言はマイクを通してをお願いします。

では、地域包括支援センター運営協議会の案件に入る。

1番、高齢者相談センター（地域包括支援センター）に関するアンケート調査結果について、資料1について、大泉総合福祉事務所長、お願いします。

○ 地域包括支援センター運営協議会

1 高齢者相談センターに関するアンケート調査の報告について

（大泉総合福祉事務所長） 【資料1について説明】

（委員長） ただいまの説明に対してご質問やご意見があったら、お願いします。

（委員） 「高齢者相談センターの本所と支所との役割がわからない」という方が約9.1%いらっしゃる。基本的には、どこがどう違うのか。

（大泉総合福祉事務所長） 基本的な役割分担としての考え方だが、身近な問題の相談先として、まず支所に相談し、さらに、そこで解決が難しいものについては最終的には本所がバックアップするといった役割分担がベースになっている。

ただ、中身的に最初から解決が困難だということに関しては、本所が先に入るといふこともある。そういったところで、調査を見ていくと、必ずしも結果からわかったことではないが、本所がある程度やってしまうので、支所の役割がわからないといったご意見もあるようだ。実際に、そういったご意見はこのアンケート調査の中にもある。少し見えにくい部分はその辺なのかなという感じはする。

本所としては、基本的には毎月のように連絡会を開催して、各地域でのさまざまな問題を討議するといったことでコミュニケーション、また連携を深めている。ケアマネジャーに、そういったものをうまくご理解いただくには、まだ少し足りない部分があるといえる

と思う。

（委員） 関連して、地域によって違うようでもあるが、本所と支所の関係で、本所も支所と同じような直接受け付ける仕事をやっているところと、本所はほとんどそれを直接やらずに、支所の統括だけをやるという、その辺の違いはあるのか。

あるいは、その辺のやり方はどうなっているか。

（大泉総合福祉事務所長） 恐らく、その辺が一番見えにくいというか、わかりづらい部分かと思う。

基本的には、どちらにご相談いただいてもということになっていて、支所の統括だけを主にやっている本所はない。だから、区民の方のご相談を受けることと同時に、支所の統括もやるのが本所の役割となっている。

個人のさまざまな相談によって変わるが、本所にいただいた相談であっても、身近な支所で解決するのが早いいし、それが一番いいと思われるものについては、すぐ支所に連絡を入れて、すぐ支所で対応してもらおうようなやりとりをすることもある。

（委員） 私は石神井なので、石神井の例で言うと、今までは支所が4階、5階にあって、本所が4階にあってということだったのが、今度は5階から4階に下りて、本所と一緒に仕事をやるようになるという話を聞いた。

そうすると、石神井の場合には支所が直接的な窓口で受付は全部対応して、本所は統括的な仕事に専念するという体制になるのかなど。

伺ったところ、今まで、ほかのところではそれが普通だったのが、石神井は別々になっていたもので、ほかに倣って今度は一緒の体制になるという説明を聞いたので、どうなるのか確認させて欲しい。

（大泉総合福祉事務所長） 今いただいたご意見だが、実は、ほかの3所、例えば練馬、光が丘、大泉は同じフロアに本所と併設支所という形で置かせていただいた。石神井に関してのみ階が分かれているという形で支所と併設支所が置かれている。

併設支所を設置した理由としては、平成21年度に支所の数を増やさなければいけない、地域的に高齢者の人口も増えてきて、場所の問題があって、いろいろ議論をした結果、本所の併設に支所を置いて、本所は地区を持たないので、本所が設置されている地区のあたりのいろんな相談を併設支所が地域として持って相談を受ける。

「併設支所」という名前はついてはいるが、基本的には、ほかの支所と同じ、地域の開かれた支所という性格を持って設置したものである。石神井が5階から4階に移って同じフロアになったとしても、基本的にその地域の方のご相談は支所で受ける。

また、困ったご相談だとか解決が難しいことに関しては、とりあえず本所で受けるといった役割分担になると思う。

今まで本所で受けていたさまざまなサービスの申請、例えば、安全杖とかシルバーカー、その他高齢者関係の布団乾燥だとか、さまざまな事業があるが、それを併設支所の窓口で受けるといった、窓口委託の話もある。そういったことを勘案して、石神井についても5階から4階という形で、さらに本所と支所が連携をとれるような、身近なところという形で設置させていただくことになっている。

（委員） 約1割の受託者は「報酬が低い」。残りの9割の方は納得していると考えてよろしいか。

（大泉総合福祉事務所長） 納得されているかアンケートをとったことはないのですが、納得度はわからないが、練馬区では、本所、支所があって、そこで地域のケアマネジャーと連携を組んでやっている。私ども高齢者相談センターにしてみれば、介護予防については委託を受けていただきたいという願いがある。また、ケアマネジャーから見れば、困ったことがあったときにすぐに解決してほしい。

言ってみれば、ギブアンドテイク、お互い様である。そういった関係を熟成させていく意味で、おおむね、気持ちよく介護部分については受託いただいているかなといった感触は持っている。

といっても、受託されていないところはお世話しませんということではない。介護予防でふだんおつき合いさせていただくことの中で、顔の見える関係があるから、何かあったときにすぐ本所なり支所が対応できるといった連携において、介護予防の委託は役立っていると考えている。

（委員） 介護予防マネジメントと、普通の介護1からのマネジメント、ケアプランを立てる比率は、どんなものか。

（介護保険課長） 資料8をご用意して、認定の状況をお示ししている。

その中で、要介護1から5が通常のケアプランで、要支援1、2が予防のケアプランとなっている。

3の一番下のところで、予防サービスのケアプランは計2,432件。要介護が1万1,367件という数字になっている。

（委員） もう一度。どこか。

（介護保険課長） 資料8の、3の表の中の一番下に「介護予防・居宅介護支援」という欄がある。合計欄の1個手前、計欄の2,432件が要支援の方のケアプランである。右の方へ行って、計欄の1万1,367が要介護の方のケアプランである。

（委員） この比率は現在だが、これから介護予防プラン、マネジメントが増えるような傾向はあるか。

（大泉総合福祉事務所長） 高齢者の人口が相対的に増えていくので、徐々にだと思うが、増えていく傾向と思う。

（委員） 予防の方もか。

（大泉総合福祉事務所長） 予防も居宅介護プランの方も、両方増えていくと考えている。

（委員） 全体像は大まかに理解できたが、4年未満と4年以上という、ベテランとベテランではないところで意見の相違はあったか。

（大泉総合福祉事務所長） 資料の中で、19ページの一番下の満足度のところで、「解決できた」というところをごらんいただくと、練馬から、光が丘、石神井、大泉とある。一番左の濃い①は「はい」という答えである。真ん中の白い②が「どちらかというところ」「はい」である。

大泉と比べると、練馬が非常に高い状況なのが見てとれると思う。ケアマネジャーの経験年数で落としてクロスはできていないが、ケアマネジャーの経験自体を集計とっていないが、実態としては、大泉のケアマネジャーは経験年数が比較的高い。事業所が多いということもあって、練馬のケアマネジャーは比較的经验年数が低いということがある。

そうすると、まだこの報告書には書いてないが、経験年数があつて、ある程度実力があ

るケアマネジャーはある程度自分で解決できる中で、本所に対する相談の中身だとか満足度が若干低くなるのかなど。

逆に、経験年数が少ないケアマネジャーは、いろんな知識の蓄積が少ないので、本所や支所がいろんな形でサービスなり支援をしていくことによって蓄積されていくといったところの満足度がこの辺に読み取れるのかなど。

調査結果の4ページをごらんいただくと、左上が練馬になる。右下が大泉になる。

こちらを見ると、練馬の方が経験年数は低いことが読み取れると思う。どちらかというところ、大泉の方が経験年数は高いといったものが読み取れる。大泉の場合は、11年以上というケアマネジャーが9.1%いる。練馬の場合は6.6%。また、8年以上11年未満は、練馬が9.8%対しまして、大泉の場合は7.1%となる。

グラフを相対的に見ていただくとわかるように、大泉の方が経験年数が多いことが読み取れると思う。

こういった調査結果が、「解決できた」等々の満足度に反映されているのかなど考えている。

（委員） この調査とは直接関係ない、逆のことを伺いたいのだが。

介護支援事業所が独立の場合と併設の場合というのがあるか、その辺の割合は、どの程度になっているか、つかんでいるか。

（大泉総合福祉事務所長） 居宅介護支援事業所としての届け出ということで数を把握しているのですが、併設かどうかというところまで統計をとっていないというのが実態である。

（委員） 事実かどうかわからないが、併設の場合には、どうしても併設されているところに優先的に依頼するという弊害があるのではないかということが言われているようだ。その辺が事実なのかがよくわからないのだが。

そういう意味では、独立しているところがどの程度あるのかなという興味を持っていたのだが、そういう問題意識はどうなのか。

（大泉総合福祉事務所長） 基本的に、独立して居宅介護支援事業所のみやっているという事業所は余り多くない。

ちなみに、お隣の新井みどり委員のところは、独立型居宅介護だが、恐らく、各本所単位でも1けたぐらいあればいいぐらいである。2けたは、多分ないと思う。

基本的には、多いのが訪問介護事業所との併設。だから、ホームヘルパーとケアマネジャーが事業所として併設になるという形態が一番多いと考えている。

（委員） 1けたというのは、少ないということか。

（大泉総合福祉事務所長） 少ないとお考えいただければと思う。

（介護保険課長） 併設されていると、そこの事業所を多く使うのではないかというお話があった。

そういったこともあって、介護保険の給付としては、特定の事業所に集中して事業を実施する場合には集中減算という取り扱いをしているところである。

（委員長） そのほか、いかがか。

（なし）

続いて、2の案件に移る。

第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる高齢者基礎調査の結果

（速報）について、願います。

2 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にかかる高齢者基礎調査の結果（速報）について

（高齢社会対策課長） 【資料2について説明】

この調査の結果については、委託しているコンサルティング会社、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所にお願いして集計をしている。

ジャパンインターナショナルの方からご説明をさせていただければと思う。

（ジャパン総合研究所 ジャパン総合研究所研究員） 【資料2について説明】

（高齢社会対策課長） 調査結果は多岐にわたっており、本日は時間の関係で当協議会、委員会に係るところだけのご報告をさせていただいた。

この調査結果につきまして、ご意見、ご質問、また今後分析を進めていく中で、「こういう調査結果はありますか」ということについて、ご質問等があったら、本日の配付資料の一番下にFAX送付状をつけさせていただいた。

「練馬区高齢者基礎調査等に関する意見・要望」ということで用意させていただいたので、来週3月17日の木曜日までにFAXで送っていただくか、または電子メール等での受付もさせていただくので、電子メールで担当係のアドレスにご質問等があればお寄せいただきたい。

（委員長） 集計方法の意見や質問については、今の説明どおり3月17日までに、「練馬区高齢者基礎調査等に関する意見・要望」と記載された用紙によってFAXで送付をお願いしたい。何か、この場で確認しておくべき基本的な事項があればお受けするが、いかがか。よろしいか。では、3月17日までに願います。

この資料2の説明のところでも前後してしまっただが、この案件については地域密着型サービス運営委員会での案件1および2と共通になっている。それをつけ加えさせていただく。

それでは、続いて、案件3に入る。

圏域別の人口、訪問介護利用状況等についてということで、資料3についての説明を、介護保険課長、願います。

3 圏域別の人口、訪問介護利用状況等について

（介護保険課長） 資料2で説明があったように、区では第5期に向けてさまざまな調査を行っているところである。

一方で、保険者が保有しているデータの分析も重要と考えていて、国で検討中の24時間定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの導入に向けた参考資料として、日常圏域ごとの高齢者の人口、訪問介護サービスの利用状況について数値を整理してみたので、今回ご説明するものである。

引き続き、さまざまなデータを整理していきたいと考えていて、その整理に基づいて、この会議体に検討の素材として提供していきたいと考えている。「このようなデータがほしい」というご要望があれば、先ほどのFAX送付状につけ加えていただいて、ご要望い

ただければと考えている。

直接データに当たってみないとデータの整理が可能かどうかわからない部分がさまざまあるが、可能なものについては資料として順次お出ししたいと考えている。よろしくお願ひしたい。

【資料3について説明】

（委員長） この資料3について、何かご質問等あるか。

（委員） これは、皆さん在宅の方と理解してよろしいか。施設に入っておられる方もいるということか。

（介護保険課長） 「要介護認定者数」は施設も含んでいるが、「訪問介護」については入所の方は基本的にはない。「居宅サービスをご利用いただいている方」ということで整理しているものである。

（委員長） よろしいか。そのほか、いかがか。

（なし）

今後、第5期計画の検討に当たって、認定状況やサービスの給付状況について、確認をしておきたいデータについてご要望があれば、これも3月17日までに「練馬区高齢者基礎調査などに関する意見・要望」と記載された用紙に記入していただいて、FAXで送付をお願いしたい。

では、地域包括支援センター運営協議会をこれで終了する。

引き続き、地域密着型サービス運営委員会を開会する。

○地域密着型サービス運営委員会

（委員長） 地域密着型サービス運営委員会の案件1、2については、先ほどの地域包括支援センター運営協議会のところで終わっているので、案件3、地域密着型サービス事業者公募について、資料4、5に移る。

介護保険課長に資料4の説明をお願いする。

3 地域密着型サービス事業者の公募について

（介護保険課長） **【資料4について説明】**

それでは、続いて、資料5について説明をお願いする。

（介護保険課長） **【資料5について説明】**

（委員長） ただいまの説明について、何かご質問、ご意見がございましたら、お願ひする。

（なし）

（委員長） よろしいか。

それでは、案件4に移る。地域密着型サービス事業者の指定について。資料6について、説明を介護保険課長、お願ひする。

4 地域密着型サービス事業者の指定について

（介護保険課長） 【資料6について説明】

（委員長） ただいまのご説明に、ご意見、何かあったらお願いします。

（なし）

（委員長） よろしいか。

では、続いて5番目。地域密着型サービス事業者の指定更新について。資料7の説明を介護保険課長、お願いします。

5 地域密着型サービス事業者の指定更新について

（介護保険課長） 【資料7について説明】

（委員長） 今のご説明で何かご質問、ご意見等あるか。

（なし）

（委員長） よろしいか。

続きまして6番目。練馬区民以外の区内地域密着型サービス事業所の利用について。案件6について、介護保険課長からご説明をお願いします。

6 練馬区民以外の区内地域密着型サービス事業所の利用について

（介護保険課長） 前回の委員会において、区内の地域密着型サービスを利用している区民以外の方の状況について、調査を約束をした。その結果を口頭でご報告させていただく。

1月実績であるが、認知症対応型通所介護が3施設で3人、認知症対応型共同生活介護が6施設で14人、小規模多機能型居宅介護が1施設で1人である。合計10施設で18人である。うち、平成18年以降に、地域密着型サービスができて以降に認めている方については、通所介護が1人、小規模多機能が1人という状況で、多くの方は平成18年以前からの入所の方ということである。

（委員長） 今のことで、何かご質問とか、ご意見とかあるか。

（なし）

（委員長） よろしいか。

続いて、その他の案件に移る。

その他の1番、介護保険について、資料8について説明をお願いします。

○その他

1 介護保険について

（介護保険課長） 【資料8について説明】

（委員長） 資料8について何かご質問、あるいはご意見があったら、お願いします。

（なし）

（委員長） よろしいか。

では、次回の日程について、事務局よりお願いします。

（事務局） 次回は、平成23年度第1回となるが、平成23年5月24日火曜日、15時から、こちらの庁議室で開催したいと考えている。

以上である。

（委員長） 次回は、平成23年度第1回ということで、地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会は5月24日火曜日、午後3時からの開催とさせていただく。開催通知については、改めて書面でもって通知をさせていただく。

今日は資料4について、席上に、それから事前に配布されている資料4についても、席上の方に置いておかれるようお願いする。

それでは、今日は活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。また来年度もどうぞよろしく願いいたします。これで閉会とする。